

12. 法人事業税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等				交付の時期等 [交付金の使途]																																																																																		
市町村 [道府県]	1. 法人事業税は、次の税率により、課税するものとする。 <table border="1" data-bbox="376 371 1177 1588"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">法人の種類</th> <th rowspan="2">所得等の区分</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度</th> <th>令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度</th> <th>令和4年4月1日以後に開始する事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">所得を課税標準とする法人</td> <td rowspan="4">普通法人、公益法人等、人格のない社団等</td> <td rowspan="3">所得割</td> <td>軽減税率適用法人 年400万円以下の所得</td> <td>3.4%</td> <td>3.5%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え、800万円以下の所得</td> <td>5.1%</td> <td>5.3%</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える所得等</td> <td>6.7%</td> <td>7%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用法人の所得等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特別法人</td> <td rowspan="3">所得割</td> <td>軽減税率適用法人 年400万円以下の所得</td> <td>3.4%</td> <td>3.5%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超える所得等</td> <td>4.6%</td> <td>4.9%</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用法人の所得等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入金額とする法人税標準</td> <td>電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業</td> <td>収入割</td> <td>0.9%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">外形標準課税法人</td> <td rowspan="4">所得割</td> <td>軽減税率適用法人 年400万円以下の所得</td> <td>0.3%</td> <td>0.4%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え、800万円以下の所得</td> <td>0.5%</td> <td>0.7%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える所得等</td> <td>0.7%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>軽減税率不適用法人の所得等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">付加価値割</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本割</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収入割</td> <td>0.9%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>				区分	法人の種類	所得等の区分	税率			平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	所得を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	年400万円を超え、800万円以下の所得	5.1%	5.3%	5.3%	年800万円を超える所得等	6.7%	7%	7%	軽減税率不適用法人の所得等				特別法人	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	年400万円を超える所得等	4.6%	4.9%	4.9%	軽減税率不適用法人の所得等				収入金額とする法人税標準	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業	収入割	0.9%	1%	1%		外形標準課税法人	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	0.3%	0.4%	1%	年400万円を超え、800万円以下の所得	0.5%	0.7%	1%	年800万円を超える所得等	0.7%	1%	1%	軽減税率不適用法人の所得等				付加価値割		1.2%	1.2%	1.2%	資本割		0.5%	0.5%	0.5%	収入割		0.9%	1%	1%	8月：前年度3月～7月 収入分 12月：8月～11月収入分 3月：12月～2月収入分 ※令和元年度のみ (8月：前年度10月～7月 収入分 12月：8月～11月収入分 3月：12月～2月収入分) [制限なし]
区分	法人の種類	所得等の区分	税率																																																																																				
			平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度																																																																																		
所得を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%																																																																																	
			年400万円を超え、800万円以下の所得	5.1%	5.3%	5.3%																																																																																	
			年800万円を超える所得等	6.7%	7%	7%																																																																																	
		軽減税率不適用法人の所得等																																																																																					
特別法人	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%																																																																																		
		年400万円を超える所得等	4.6%	4.9%	4.9%																																																																																		
		軽減税率不適用法人の所得等																																																																																					
収入金額とする法人税標準	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業	収入割	0.9%	1%	1%																																																																																		
外形標準課税法人	所得割	軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	0.3%	0.4%	1%																																																																																		
		年400万円を超え、800万円以下の所得	0.5%	0.7%	1%																																																																																		
		年800万円を超える所得等	0.7%	1%	1%																																																																																		
		軽減税率不適用法人の所得等																																																																																					
	付加価値割		1.2%	1.2%	1.2%																																																																																		
	資本割		0.5%	0.5%	0.5%																																																																																		
収入割		0.9%	1%	1%																																																																																			
2. 法人事業税交付金は、道府県が、法人事業税の収入額に7.7%（令和2年度は3.4%）を乗じて得た額を、市町村に対し、従業者数であん分（※）して交付する。 ※ 経過措置あり 令和2年度：法人税割 令和3年度：2/3…法人税割、1/3…従業者数割 令和4年度：1/3…法人税割、2/3…従業者数割 令和5年度：従業者数割																																																																																							

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	—	—	3,724,692	6,084,997	5,700,677